

令和4年第3回

長与町議会定例会会議録

令和4年 9月 6日開会

令和4年 9月22日閉会

長与町議会

令和4年第3回長与町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年9月6日

本日の会議 令和4年9月6日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番 八木亮三議員 | 2番 松林敏議員 | 3番 西田健議員 |
| 4番 浦川圭一議員 | 5番 中村美穂議員 | 6番 安部都議員 |
| 7番 内村博法議員 | 8番 安藤克彦議員 | 9番 金子恵議員 |
| 10番 岩永政則議員 | 11番 堤理志議員 | 12番 河野龍二議員 |
| 14番 竹中悟議員 | 15番 西岡克之議員 | 16番 山口憲一郎議員 |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

| | |
|---------------|--------------|
| 議会事務局 長 青田浩二君 | 議事課 長 福本美也子君 |
| 係 長 江口美和子君 | 主任 村田潤哉君 |

説明のため出席した者

| | |
|--------------|--------------|
| 町 長 吉田愼一君 | 副町長 鈴木典秀君 |
| 教 育 長 勝本真二君 | 総務部長 日名子達也君 |
| 企画財政部長 森川寛子君 | 建設産業部長 山口新吾君 |
| 住民福祉部長 栗山浩二君 | 健康保険部長 富永正彦君 |
| 水道局長 田中一之君 | 会計管理者 宮崎伸之君 |
| 教育次長 山本昭彦君 | 代表監査委員 中川勝秀君 |

会議録署名議員

2番 松林敏議員 3番 西田健議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時26分

令和4年第3回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 9月6日（火） ～ 9月22日（木） 17日間

| 月 | 日 | 曜 | 時 間 | 区 分 | 備 考 |
|---|----|---|------|-----|--|
| 9 | 6 | 火 | 9：30 | 本会議 | 議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明） （全員協議会） |
| | 7 | 水 | 9：30 | 本会議 | 一般質問（5名） （午前）金子議員・内村議員 （午後）八木議員・浦川議員 松林議員 |
| | 8 | 木 | 9：30 | 本会議 | 一般質問（5名） （午前）堤議員・西岡議員 （午後）河野議員・西田議員 中村議員 |
| | 9 | 金 | 9：30 | 本会議 | 議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案） |
| | 10 | 土 | — | 休 会 | |
| | 11 | 日 | — | 休 会 | |
| | 12 | 月 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 13 | 火 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 14 | 水 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 15 | 木 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 16 | 金 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査 |
| | 17 | 土 | — | 休 会 | |
| | 18 | 日 | — | 休 会 | |
| | 19 | 月 | — | 休 会 | |
| | 20 | 火 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査予備日 |
| | 21 | 水 | 9：30 | 委員会 | 付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ |
| | 22 | 木 | 9：30 | 本会議 | 委員長報告・採決（委員会付託議案） 議案上程（提案理由説明） 議案に対する質疑・採決 |

| | | |
|----|-----|---|
| 1 | 9番 | 金子 恵 議員 ① 都市計画マスタープランから見るまちづくりについて ② 協働から見るまちづくりについて ③ 財政面から見るまちづくりについて |
| 2 | 7番 | 内村 博法 議員 ① 本町の人口減少対策について |
| 3 | 1番 | 八木 亮三 議員 ① 環境問題への取り組みについて ② すべての人が住みやすい住環境の維持について |
| 4 | 4番 | 浦川 圭一 議員 ① 新設の健康センターの整備について ② 町が扱う強制徴収公債権について ③ 給食費公会計に伴う食材購入等に係る契約等の取扱いについて |
| 5 | 2番 | 松林 敏 議員 ① 高田南土地区画整理事業について ② 防災無線について |
| 6 | 11番 | 堤 理志 議員 ① 公共施設の老朽対策について ② 町の職務従事者の非正規での募集について ③ 肥料原料の回収について |
| 7 | 15番 | 西岡 克之 議員 ① 犯罪被害者救済について ② 性的少数者の理解へ |
| 8 | 12番 | 河野 龍二 議員 ① 高齢者の補聴器購入補助制度の創設について ② コロナ不況、物価高騰による町民生活を守る支援策について |
| 9 | 3番 | 西田 健 議員 ① ハザードマップの有効活用について ② 公園の維持管理について |
| 10 | 5番 | 中村 美穂 議員 ① 高齢者の買い物対策について ② 小中学校の特別教室のエアコン設置について |

令和4年第3回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火）
午前9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|----|------|---|----|
| 1 | — | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | — | 会期の決定 | |
| 3 | — | 議長報告 | |
| 4 | — | 行政報告 | |
| 5 | 報告10 | 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | |
| 6 | 報告11 | 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について | |
| 7 | 38 | 長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 8 | 39 | 長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 9 | 40 | 町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の締結について | |
| 10 | 41 | 町道路線の認定について | |
| 11 | 42 | 令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号） | |
| 12 | 43 | 令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号） | |
| 13 | 44 | 令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | |
| 14 | 45 | 令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | |
| 15 | 46 | 令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号） | |
| 16 | 47 | 令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） | |
| 17 | 48 | 令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号） | |
| 18 | 49 | 令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について | |
| 19 | 50 | 令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 20 | 51 | 令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |

| | | | |
|-----|-----|---|--|
| 2 1 | 5 2 | 令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 2 2 | 5 3 | 令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 2 3 | 5 4 | 令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について | |
| 2 4 | 5 5 | 令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について | |
| 2 5 | 5 6 | 令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について | |
| 2 6 | 5 7 | 長与町教育委員会委員の任命について | |
| 2 7 | 5 8 | 人権擁護委員の推薦について | |

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染予防のため場内でのマスク着用をお願いいたします。

ただいまから令和4年第3回長与町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番松林敏議員、3番西田健議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月22日までの17日間に決定しました。

日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配布したとおりであります。次に、請願陳情について申し上げます。請願はありません。陳情は1件で、参考配布としております。以上で議長報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆様おはようございます。台風11号の襲来ということで事故等を心配されておりましたけれども、現在のところ大きな被害の報告はあっておりません。このあとも引き続き状況の確認を取っていきたいというふうに思っております。行政報告に先立ちまして、このたび山口議長におかれましては、九州各県町村議会議長会協議会の会長に就任され、心よりお祝いを申し上げます。これまで以上に重責を担われることとなりますが、くれぐれも健康には御留意の上、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げたいと思っております。さて本日は令和4年第3回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位、大変御多用の中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても令和3年度一般会計をはじめ、各会計の歳入歳出決算の認定についてなど、多くの議案をお願いいたしております。長期間になることと存じますが、御審議を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは6月から8月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配布させていただいておりますので、主要な部分のみ御報告をさせていただきます。まず6月でございますが、5日には町民一斉清掃を実施いたしております。各地域の道路や公園、空き地などの除草や側溝の清掃など、雨天の状況にもかかわらず町内全域におきまして多くの町民の皆様方に御参加をいただきました。御協力をいただきました町民の皆様方には、心より感謝を申し上げたいと思っております。17日には株式会社ハ

マダ、長崎温泉喜道庵及び社会福祉法人ながよ光彩会と、「健康づくりの推進における連携協定締結式」を執り行いました。本協定は町民の健康づくりに関し、緊密な相互連携と協働による活動を推進していく中で、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることを目的に締結されたものでございます。22日及び28日には、高田南土地区画整理事業及び都市計画道路西高田線の整備促進につきまして、国土交通省等へ要望を行ってまいりました。7月に入りまして、3日には長与町消防団夏季訓練を実施いたしました。今回は、消防団相互の連携及び団員の消防技術の向上を目的に、3個分団単位で中継送水訓練を実施いたしております。町民の生命と財産を守るべく日頃から御尽力をいただいております消防団をはじめ関係者の皆様方には、心より感謝を申し上げる次第でございます。15日には夏の交通安全運動街頭パレード出発式が行われました。今回は、子どもと高齢者の交通事故防止など3つの重点項目を掲げ、交通安全意識の高揚と交通マナーの遵守を呼びかけました。8月に入りまして、7日には平和コンサートinながよが開催されております。平和の尊さや戦争の惨禍の記録を風化させることがないよう音楽に祈りを込め、長与町から平和への思いを発信いたしております。そして、9日の原爆の日には長崎原爆犠牲者の慰霊のために、例年実施しております原爆受難者慰霊祭と平和のつどいに加えまして、原爆救援列車モニュメント除幕式を執り行っております。この原爆救援列車モニュメントにつきましては、平成29年度に平和モニュメントとして、長与駅に設置いたしました車輪と同様に長崎市より寄贈いただいたものを今回、道ノ尾駅にも設置させていただいているところでございます。戦争を知らない多くの方々にとっても、このモニュメントに触れることで、改めて平和や戦争について考える一助になれば幸いでございます。21日には長与川まつりの開催は中止となりましたが、朝から神事が執り行われ、夜には3年ぶりとなります花火大会が盛大に開催されました。23日には長崎県知事及び長崎県議会議長へ、山口議長とともに要望活動を行いました。この要望は多様な行政課題に適切に対応し、持続可能で成熟したまちづくりのためのものでございまして、一般国道207号の整備、高田南土地区画整理事業の整備促進、都市計画道路西高田線の整備促進、教育施設整備に必要な財源の確保、中学校部活動の地域移行に伴う財源の確保、農地整備事業の整備促進の6項目をお願いしたところでございます。大石知事及び中島県議会議長に本町の抱える課題につきまして御理解をいただくとともに、その解決に向けて強く要望を行ってまいりました。今後も県に対しまして働きかけを行い、要望項目の解決に取り組んでまいりたいと思っております。

また、行政報告には載せておりませんが、先月まで開催されておりました全国高等学校総合体育大会におきまして、県立長崎北陽台高等学校登山部の女子が全国優勝、男子が全国3位という、うれしいお知らせが届いております。若い力の活躍は本町にとりまして誠に誇らしく喜ばしい限りであり、今後の活躍に期待するところでございます。そのほかお手元に御配布のとおり、多くの会議、事業等がっております。次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして、御参照いただければと存じます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告10令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、日程第6、報告11和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての2件の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは報告10と11につきましては、所管より報告をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは報告10令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告をいたします。1.健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、比率が算出されず、実質公債比率は7.4%でございました。この比率につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。また、2.資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計及び長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計のいずれの会計も実質赤字に相当する資金の不足額がなく、資金不足比率は算出されておられません。

以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。それでは、報告11和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして、御報告いたします。本報告は本町岡郷で発生した交通事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年6月27日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては損害を与える点を考慮し、氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、令和3年12月19日、午前9時7分頃、岡郷内で発生したもので、現場付近から資材物を運搬するため町道一本松線に合流する際に、進行している相手方の車両に衝突し破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては町の過失割合を8割、相手方の過失割合を2割とし、その損害を賠償するものであり、今後、本件事故に関し、本町と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償

の額は1万7,184円でございます。なお、事故後直ちに当事者及び関係業務従事者への注意喚起を行っております。今後も引き続き交通法規の遵守、安全運転の徹底に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第7、議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第38号及び第39号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、長与町議会議員及び長与町長の選挙における公費負担の限度額に係る所要の改正を行うものでございます。第4条第2号につきましては選挙運動用自動車の使用の公費負担額のうち、自動車借入れ及び燃料代の限度額を。第8条につきましては選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額を。第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものでございます。なお、附則につきましては、第1項は本条例の施行期日を公布の日からとし、第2項では施行日以後その期日を告示される選挙について適用することとしているところでございます。

続きまして、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は男性職員の育児休業取得促進や女性職員のさらなる活躍促進を目的とした、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。改正法では、子の出産後8週間以内と8週間以降について、育児休業の取得回数をそれぞれ1回から2回まで可能とすることなど、取得制限の緩和が行われております。また非常勤職員につきましても、常勤職員と同様に取得制限が緩和されるとともに、子が1歳到達日以降の育児休業について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能となるよう、法改正がなされております。条例の主な改正内容につきましては、育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を国と同様に定めるとともに、育児休業期間につきまして、子の養育の事情に応じて2歳まで取得できる要件など、非常勤職員に関する育児休業等について定めるものでございます。なお、附則につきましては、本条例の施行期日を令和4年10月1日としております。以上が議案第38号及び第39号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第9、議案第40号町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の締結について。日程

第10、議案第41号町道路線の認定についての2件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第40号及び第41号につきまして、提案理由を申し上げます。初めに議案第40号町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の締結につきまして、本工事請負契約は8月26日に指名業者10社による指名競争入札を実施いたしまして、五島技建工業株式会社長崎支店が6,962万2,300円で落札をいたしておりましたので、本工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。契約の相手方は、長崎市さくらの里3丁目1757番地1、五島技建工業株式会社長崎支店、支店長今村祐也、資本金は2,000万円でございます。工事の概要といたしましては、皆前橋付近及び長与駅前橋付近におきまして、車道部の舗装打ち換え工事を、工事延長約780メートル、面積約6,566平方メートル行うものでございます。なお、参考図面といたしまして平面図等を添付しておりますので、御参照をよろしく申し上げます。

続きまして議案第41号でございます。町道路線の認定につきまして、本議案は道路法第8条第2項の規定によりまして、町道路線の認定をお願いするものでございます。対象となる路線につきましては路線番号851妙見線、民間の宅地造成工事による道路整備に伴い、新たに認定するものでございます。議案のあとに参考資料として位置図及び町道認定路線図を添付しております。路線図には起点を○（マル）、終点を△（サンカク）で表示しておりますので、御参照願います。以上が議案第40号及び第41号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第11、議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは一括議題となりました議案第42号から第48号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,774万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を144億893万2,000円とするものでございます。補正の主なものにつきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の10款地方交付税は、令和4年度における普通交付税の確定に伴い、予算未計上分を計上いたしました。

14款国庫支出金では、マイナポイント事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上。18款繰入金では、前年度決算額確定による駐車場事業特別会計からの繰入金を計上。また、財源調整といたしまして、財政調整基金及び減債基金への繰り戻しを行っております。21款町債では、土地区画整理事業充当起債及び臨時財政対策債を計上いたしております。

続いて、3ページの歳出について主なものを御説明申し上げます。2款総務費では、国のマイナポイント第2弾の実施に伴う町民からの問い合わせへの対応や当該手続き等を支援するために、マイナポイント支援業務委託料を計上いたしております。3款民生費では、食材費高騰等により上昇する副食費の経済的負担から子育て世代を支援するため、私立保育所等副食費支援事業費補助金を計上いたしております。また令和3年度子育て世帯臨時特別給付事業の補助交付額の確定に伴う補助金返還分を計上いたしました。6款農林水産業費では、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和を目的とする国の肥料価格高騰対策事業補助金に、2割上乘せするための補助金を計上しております。8款土木費では、高田南土地区画整理事業に係る国庫補助内示額の減に伴う財源補填のための繰出金のほか、西高田線の現道拡幅に伴う補償費を増額計上。10款教育費では、食料価格の高騰による保護者の経済的負担を軽減し、子育て世代の支援を推進することを目的として、町立小中学校給食費支援事業費補助金を計上いたしております。12款公債費は、歳入における減債基金繰入金の減額補正に伴う財源の組み替えでございまして、歳出額の増減はございません。4ページの第2表地方債補正では、土地区画整理事業、及び発行可能額が確定した臨時財政対策債の限度額の変更をお願いいたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をよろしく申し上げます。

続きまして議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）につきましてでございます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ135万9,000円を追加いたしまして、補正後の総額を824万2,000円とするものでございます。それでは歳入について御説明をいたします。予算書の2ページをお開きください。2款繰越金1項繰越金は、令和3年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金の確定に伴い、135万9,000円を増額計上いたしております。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。1款総務費2項繰出金でございますが、一般会計繰出金135万9,000円を増額計上いたしております。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第44号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億943万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を42億

3,077万7,000円とするものでございます。それでは歳入につきまして説明いたします。予算書の2ページをお開きください。6款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出について御説明をいたします。3ページをお開きください。2款保険給付費6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の影響により傷病手当金として48万円を計上いたしております。8款1項予備費は、収支の調整として1億895万8,000円を計上いたしております。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第45号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ163万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算の総額を6億1,189万3,000円とするものでございます。それでは歳入について御説明を申し上げます。予算書の2ページをお開きください。4款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出について御説明を申し上げます。3ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度からの繰越金のうち出納整理期間に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、163万9,000円を計上いたしております。3款2項繰出金は、前年度決算に伴う繰越金から広域連合納付金を差し引いた額を一般会計に繰り出すもので、1,000円を計上いたしております。4款1項予備費は、収支の調整として1,000円を減額計上いたしております。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第46号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億4,615万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を31億6,809万5,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ169万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,320万6,000円とするものでございます。補正の内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。保険事業勘定の歳入につきまして、8款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出について御説明をいたします。3ページをお開きください。3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費は、職員の育児休業によりまず代替職員に係る人件費等を計上するものでございます。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国、県及び支払基金の交付金の額の確定に伴う返還金でございます。7款1項予備費は、歳入の補正額から歳出予定補正額の差

し引き額を計上いたしております。次に4ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入につきまして、2款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。5ページをお開きください。2款1項予備費は、歳入の補正額を予備費として計上するものでございます。以上が補正予算の内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第47号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額12億2,513万8,000円は変更せず、歳入予算の財源の組み替えを行うものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明をいたします。歳入につきましては、1款1項国庫補助金を4,884万9,000円、2款1項県補助金を977万円減額し、3款1項一般会計繰入金を5,483万7,000円増額いたします。主な内容といたしましては、国庫補助金の内示減に伴う財源の組み替えでございます。また、4款1項繰越金378万2,000円につきましては、前年度予算に伴う繰越金を計上いたしております。

次に3ページの歳出についてですが、増減なしでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照願います。

続きまして、議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、予算書の1ページをお開きください。今回の補正は第2条、予算第3条収益的収入及び支出におきまして、第1款水道事業費用を604万4,000円増額し、補正後の費用総額を7億3,378万円といたしております。これは人事異動に伴う職員給与費の増額によるものでございます。次に第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、（1）職員給与費を604万4,000円増額し、9,838万3,000円といたしました。人事異動に伴うものが主なものでございます。以上が補正予算の主な内容でございます。議案のあとに補正予算に関する説明書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。以上が議案第42号から第48号の提案理由でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第18、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25号、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてまでの8件を一括議題といたします。ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは一括議題となりました議案第49号から第56号につきまして、提案理由を申し上げます。まず、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定につ

いてから、議案第54号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの議案6件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき監査委員の決算審査意見書を付しまして、議会の認定に付するものでございます。決算額といたしましては、一般会計が歳入総額165億9,576万9,834円、歳出総額152億4,924万7,050円、駐車場事業特別会計が歳入総額904万3,414円、歳出総額768万2,590円、国民健康保険特別会計が歳入総額42億7,864万6,765円、歳出総額41億6,920万7,549円、後期高齢者医療特別会計が、歳入総額5億6,169万8,491円、歳出総額5億6,005万8,091円、介護保険特別会計の保険事業勘定では歳入総額30億6,559万9,404円、歳出総額28億944万552円、同じく介護サービス事業勘定では歳入総額3,049万2,238円、歳出総額2,879万6,702円、土地区画整理事業特別会計では歳入総額14億2,087万217円、歳出総額14億1,508万7,421円となっております。

次に、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についての議案2件につきまして、提案理由を申し上げます。本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく剰余金処分、併せて同法第30条第4項の規定に基づく決算を監査委員の決算審査意見書を付しまして、議会の認定に付するものでございます。その内訳といたしまして、水道事業におきましては水道事業収益8億1,553万908円、水道事業費用6億6,944万9,875円、資本的収入1億7,444万5,700円、資本的支出2億8,687万2,326円、当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金ともに1億2,935万9,298円。次に下水道事業におきましては、下水道事業収益10億3,292万8,351円、下水道事業費用8億9,437万2,348円、資本的収入3億6,383万7,165円、資本的支出7億2,513万4,824円、当年度純利益及び当年度未処分利益剰余金ともに1億974万5,426円となっております。以上が議案第49号から第56号までの各会計の決算等の説明でございます。詳細につきましては、一般会計、特別会計におきましては、歳入歳出決算事項別明細書及び主要な施策の成果に関する報告書を、企業会計におきましては決算附属書類を添付しておりますので、御参照願います。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

中川代表監査委員。

○監査委員（中川勝秀君）

皆さん、おはようございます。大変お疲れさまです。監査委員の中川です。よろしくお願いたします。それでは議長から許可をいただきましたので、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和3年度長与町一般会計及び各特別会

計の歳入歳出決算並びに基金について審査した結果を報告いたします。意見書の1ページをお開きください。審査の対象として令和3年度の長与町一般会計、駐車場事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況について実施いたしました。審査の期間は、令和4年7月7日から7月22日まで行いました。審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、会計管理者、各部長、理事、各課長、関係職員の出席を求め説明を聴取し、関係法令に準拠し調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理運営は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合など、通常実施すべき書類審査方法のほか、現地調査、備品調査も実施し、慎重に審査を行いました。提出された資料の計数審査の結果、一般会計及び特別会計決算は関係法令に準拠し作成され、決算計数は関係諸帳簿と証拠書類を照合した結果、誤りの無いものと認めました。各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿と証拠書類は符合しており、誤りの無いものと認めました。各会計と基金、町債の詳細につきましては、2ページから22ページに記載していますので、御参照ください。

続きまして、次に地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和3年度長与町水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査した結果を御報告いたします。お手元の意見書23ページからを御参照ください。審査の期間は、令和4年7月1日、13日に実施しました。審査の方法は、町長から提出された決算報告書及び財務諸表、決算附属書類など政令で定められた書類について、水道局長、課長、関係職員及び会計管理者の出席を求め説明を聴取し、決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態の把握、経済性の発揮、公共性の確保を主眼として審査を行いました。審査の結果として、各会計の決算報告書、財務諸表及びその他の書類は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で令和3年度における経営成績及び当該年度末の財政状況は、適切に表示されていた。また、当年度における各事業の予算執行の結果は、適正に執行されていると認めた。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

日程第26、議案第57号長与町教育委員会委員の任命について、日程第27、議案第58号人権擁護委員の推薦についての2件を一括議題とします。ただいま一括議題とした議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第57号及び第58号につきまして、提案理由を申し上げます。はじめに議案第57号長与町教育委員会委員の任命につきましてでございます。長与町教育委員として、平成22年10月から3期12年間にわたり、長与町教育行政の推進のため

に御尽力をいただいております古賀清彦委員の任期が、今月末をもって満了をいたします。私といたしましては、引き続き長与町教育委員として任命したいと考えておりますので、御提案を申し上げ議会の同意をお願いする次第でございます。古賀氏につきましては、岡郷にお住まいでございます。これまで長与町の教育振興のため御尽力を賜っており、教育関係に深い理解と意欲をお持ちの方でございます。人格、識見ともに長与町教育委員として適任者であると確信いたしておりますので、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第58号人権擁護委員の推薦につきましてでございます。平成29年1月1日から現在に至るまでの2期6年、人権擁護委員として御尽力を賜りました佐野浩子氏の任期が本年の12月末日をもって満了となりますが、再度、法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。佐野氏は、長与町の男女共同参画推進委員会、まち・ひと・しごと創生推進会議、総合開発審議会などの委員として、多様な分野で御活躍をされている方でございます。人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い御理解のある方と確信をしておりますので、御推薦くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（散会 10時26分）